

おもな対象品目一覧

使用済小型家電	●情報通信機器 ACアダプタ・ETC 車載器・カードリーダー・キーボード・携帯電話・CD/DVD/BDドライブ・GPS 端末・スマートウォッチ・スマートフォン・タブレット・テンキー・ディスプレイ・電子書籍端末・電話機・ハードディスク・パソコン（ノート・デスクトップ）・ハブ・PHS・VICSユニット・ファックス・プリンター・ペンタブレット・マイク・マウス・モデム・USB メモリ・ラミネーター・ルーター など
	●映像・音響機器 ICレコーダー・アンプ・HDDレコーダー・音楽プレーヤー・カセットデッキ・ケーブルテレビ用受信機・CS専用アンテナ・CSデジタルチューナー・ステレオセット・スピーカー・地上デジタルチューナー・DJ 機器・DVD/BD ディスクプレーヤー/レコーダー・デジタルカメラ・デジタルオーディオプレーヤー・デジタルフォトフレーム・エレキギター・電子キーボード・ドライブレコーダー・ドローン・BS/CS アンテナ・ビデオカメラ・ビデオデッキ・フィルムカメラ・プロジェクター・ヘッドホン及びイヤホン・ラジオ・レコードプレーヤー など
	●理美容・健康機器 家庭用脱毛器・電動式吸引器・電動歯ブラシ・電子血圧計・電子体温計・電気かみそり・バリカン・美顔器・ヘアドライヤー・ヘアアイロン・ヘルスメーター・補聴器・マッサージ器 など
	●調理家電 オーブントースター・コーヒーメーカー・食器洗い乾燥機・炊飯器・スープメーカー・卓上 IH 調理器・たこ焼き器・低温調理器・電気圧力鍋・電気ケトル・電気ポット・電動ミル・電子レンジ・家庭用生ごみ処理機・フードプロセッサー・ホットサンドメーカー・ホットプレート・ホームベーカリー・ミキサー・ヨーグルトメーカー など
	●ゲーム・ホビー ゲーム機・電子機器内蔵のおもちゃ など
	●その他 アイロン・インターホン・懐中電灯・加湿器・換気扇・空気清浄機・ケーブル・コード類・照明器具・除湿機・充電器・掃除機・扇風機・デジタル時計・電気カーペット・電気ストーブ・電動工具・電卓・電子辞書・電子タバコ・電動ミシン・時計・ネームランド・布団乾燥機・プラグ・ジャック・リモコン など

※取り外しができるバッテリーなどは乾電池のコンテナに出してください。

金属類	スプーン・フォーク・はさみや包丁の刃物類・鍋・フライパン・やかん・おたま・栓抜き・ハンマーなどの工具類 など ※8割以上が金属でできているもの。※刃物類を出す場合は、刃を紙などで包んで出してください。
スプレー缶	簡易ガスボンベ（カセットボンベ）・殺虫スプレー・消臭スプレー・制汗スプレー・日焼け止めスプレー・ヘアスプレー・防水スプレー など ※中身をすべて使い切り、必ず火気の無い風通しの良い屋外で穴を開けて残ったガスを抜いてから出してください。
製品プラスチック	ストロー・タッパー・歯ブラシ・クリアファイル・バケツ・プランター・じょうろ・洗面器・プラスチック製の文具・洗濯ばさみ・プラスチック製のおもちゃ など ※汚れているものはきれいにしてから出してください。 ※プラマーク  のついた週1回収する資源ごみ（容器包装プラスチック）とは分けて出してください。

※上記以外のものはこれまで通り「燃やせないごみ（赤袋）」で出してください。

※上記の一覧は、対象となるすべての品目を掲載しているわけではありません。

お問い合わせ
市民環境課 生活環境係
☎ 0986-76-8805

試行期間中に分別方法で迷ったり、お気づきの点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。



10月から「燃やせないごみ」の分別方法が変わります！

～ごみ減量と資源化へのご協力のお願い～

地域の皆様には、日頃より本市の環境行政およびごみの適正分別にご理解とご協力をいただきありがとうございます。市ではごみの減量と資源化の推進および今後の円滑な運用に向け、自治会のごみステーションと曾於市クリーンセンターを対象に、「燃やせないごみ（赤袋）」の分別を行うことになりました。下記の内容をご確認いただき、新しい分別方法へのご協力をお願いいたします。

なぜ分別が必要？

現在、「燃やせないごみ」の中には、本来資源として再利用できるものが多く含まれています。しかしこれらの多くは破砕して処分場に埋め立てています。市の最終処分場の容量にも限りがあり、あと数年で満杯になる見込みです。少しでも長く使うため、再利用できるものの分別が必要です。

なにが変わるの？

これまで「燃やせないごみ」として出していた、**使用済小型家電・金属類・スプレー缶・製品プラスチック**を「**月1回の資源ごみ**」として出させていただきます。

対象品目と出し方

対象品目	出し方
使用済小型家電・金属類・スプレー缶	自治会のごみステーションに設置される指定のコンテナへ出してください
製品プラスチック	資源ごみ袋に入れて出してください

※上記に分類できないものはこれまで通り「燃やせないごみ」で出してください。

※コンテナや資源ごみ袋に入らないものは粗大ごみになるので、市クリーンセンターに出してください。

スケジュール

- ・試行期間 令和8年10月1日～
- ・本格導入 令和9年 4月1日（予定）

新しい分別に対応した「ごみ分別の手引き」は令和9年度に改訂・配布予定です。

変更前	変更後						
これまではまとめて 燃やせないごみ袋（赤袋） 	<table> <tr> <td>使用済小型家電 金属類 スプレー缶</td><td> コンテナへ  </td></tr> <tr> <td>製品プラスチック</td><td> 資源ごみ袋（透明袋）へ  ※週1回の資源ごみとは袋を分けて出してください。 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 使用済小型家電・金属類・スプレー缶・製品プラスチックに分類できないものはこれまで通り「燃やせないごみ（赤袋）」へ  </td></tr> </table>	使用済小型家電 金属類 スプレー缶	コンテナへ 	製品プラスチック	資源ごみ袋（透明袋）へ  ※週1回の資源ごみとは袋を分けて出してください。	使用済小型家電・金属類・スプレー缶・製品プラスチックに分類できないものはこれまで通り「燃やせないごみ（赤袋）」へ 	
使用済小型家電 金属類 スプレー缶	コンテナへ 						
製品プラスチック	資源ごみ袋（透明袋）へ  ※週1回の資源ごみとは袋を分けて出してください。						
使用済小型家電・金属類・スプレー缶・製品プラスチックに分類できないものはこれまで通り「燃やせないごみ（赤袋）」へ 							